

## 各務原市体育振興会交付金交付要綱

(平成17年2月22日決裁)

(目的)

第1条 市は、各小学校区単位に、地域にあった各種スポーツ行事を開催し、市民の健康増進とスポーツの普及及び推進を図るとともに、校区民の融和と親睦を深めるために各務原市体育振興会交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付事業者)

第2条 交付金の交付事業者は、各務原市体育振興会連絡協議会に加盟する市内17小学校区の体育振興会とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金は、校区民を対象としたスポーツ事業（以下「交付対象事業」という。）に対して交付するものとする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の対象となる経費は、交付対象事業の実施に要する経費のうち、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料その他の市長が必要と認める経費とする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付金の交付申請をした日の属する年度に実施した事業に要した経費の額とし、300,000円を限度とする。

(帳簿等の保管)

第6条 交付金の交付を受けた体育振興会は、交付対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、交付対象事業の完了した年度の翌年度以降5年間書類、帳簿等を保存しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(各務原市体育振興会補助金交付要綱の廃止)

2 各務原市体育振興会補助金交付要綱（平成12年5月10日決裁）は、廃止する。  
附 則（令和5年3月17日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市体育振興会交付金交付要綱の規定は、令和4年度以後の予算に係る交付金について適用する。